

20条裁判を支える会結成1か年集会を開催



支援のお礼と勝利への決意を述べる原告団

郵政20条裁判を支える会の結成1か年集会が郵政ユニオン20条闘争本部と共催で昨年11月29日、東京・豊島区立生活産業プラザで行われました。東京各局ではちょうどこの時期にマイナンバー配達のピークと重なりましたが、支援者も含めて100名が参加しました。

第一部の司会は支える会運営委員の中原純子さん(東京全労協副議長)が務めました。日巻郵政ユニオン20条闘争本部委員長が主催者あいさつを行い、中村事務局長が1年間の活動報告(別紙参照)を行いました。支える会は会員数が団体と個人合わせて、1,000を超え、会費とカンパも400万円を越える収入があり、20条裁判を物心両面から支えているという報告がありました。

支える会共同代表の1人であり、20条裁判弁護団の宮里邦雄弁護士が「郵政・労働契約法20条裁判の現状と課題」と題する講演を行いました。宮里弁護士は有期雇用には、雇用の不安定性と格差処遇という2つの構造的な問題があることを指摘した上で、これを是正させていく武器として20条の意義があり、「この裁判

が数々の労働裁判のなかでもベストワンというべき重要な影響を持つ裁判」である述べられました。そして最後に「この裁判の帰趨は、わが国の雇用条件の構造を大きく突き崩すものになり、全国で差別されている有期雇用労働者を励ますことに繋がれば」と締めくくりました。

第二部は「改正労働契約法と私たちのたたかい」というテーマで3つの労働組合からとりくみの報告が行われました。生協労連から清岡書記長、東京東部労組から須田書記長、そしてなのはなユニオンから鴨委員長がそれぞれ職場、裁判等で改正労契法を活用した貴重なとりくみを報告しました。(報告は別紙参照) それらの報告を受けて、日本労働弁護団事務局長で20条裁判の弁護団でもある栗弁護士からコメントをいただきました。

今年、裁判も進行協議も山場を越え、口頭弁論の再開、証人尋問といよいよ正念場のたたかいを迎えます。支える会もこれまで以上に支援を強化していく決意です。皆様のご支援、ご協力をこちらからお願いします。

◇会員継続のお願い◇

— 昨年11月の会結成から1年が経過しました。昨年12月から会員の皆様に会員継続の案内を送っています。会の活動をご理解いただき、ぜひ会員の継続をお願いします。

改正労契法でたたかいの 前進を勝ち取ろう！

◇労契法19条＝「雇止め法理」の法定化 2012年8月施行

横浜・青葉局の期間雇用社員の清水さんが会社の合理化施策で雇止め・解雇されたことの撤回を求めた裁判が19日、横浜地裁で行われ、完全勝利判決が出されました。配達作業の「450分区・一人完結方式」という会社の施策により、組立作業を担ってきた期間雇用社員（組立ゆうメイト）の仕事が廃止されたことによって首を切ることの是非が争われた裁判です。

判決は会社施策の人員削減の必要性は認めつつも、清水さんが通算して10年以上、民営化されて以降も約6年間継続して雇用されていることから「労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由がある」と認めました。「本件労働契約は、労働契約法19条2号（※労働者において、有期労働契約の契約期間満了時にその有期雇用契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められる）に該当すると認められる」としました。まさに19条が生かされた判決です。

さらに今回の判決はこれまでの判決と違い、合理化施策に伴う人員削減での雇止め・解雇に対するもので、郵政では初めてのケースとなるものです。合理化施策に歯止めをかけたという意味でも画期的な判決です。

◇労契法18条＝無期労働契約への転換 2013年4月施行

日本郵政4社は郵政ユニオン第4回全国大会要求の回答で、有期から無期への転換要求に対して、「現時点において、法律に基づく2018年4月からの無期転換権の付与を前倒しする方向で検討する」との考え方を示してきました。

改正労契法の施行に伴い、施行5年後の2018年4月1日に無期転換権が発生し、その後申請に基づき有期雇用契約満了した翌日（10月1日）から無期労働契約に転換されることとなります。ユニオンは雇用期間が5年を経過している期間雇用社員については、本人希望に基づき早期に無期

労働契約に転換させること、通算5年によることなく、3年経過で本人希望に基づき無期雇用契約に転換させることを要求してきましたが、はじめて「前倒し」という前進ある回答が示されました。この考え方を実現させる交渉と取り組みがさらに必要です。

◇そして、20条は……。2013年4月施行

職場での処遇改善の粘り強い取り組みと一体となった裁判闘争の勝利あるのみです。20条のたたかいの裾野は着実に広がっています。

20条裁判の日程

- 第7回西日本裁判・口頭弁論
2月8日 13時30分
大阪地裁809号
※集会後報告集会、行動あり
- 第14回メロコマース裁判
2月8日 13時15分
東京地裁631号
- 第3回千葉・内陸バス裁判
2月10日 13時15分
東京地裁420号
- 第11回東日本裁判・進行協議（傍聴なし）
2月17日 10時30分
東京地裁 民事19部

世界の流れは均等待遇 労契法20条裁判支援千葉集会

日時 2016年2月11日（祝）13：30～16：00
場所 千葉県教育会館本館203会議室
（千葉市中央区中央4-13-10）

内容

- ①特別講演
○竹信 三恵子氏
（和光大学教授、元朝日新聞記者兼論説委員）
○中丸素明弁護士（千葉県労働弁護団会長）
- ②労契法20条裁判報告
郵政／千葉内陸バス
- ③職場からの報告、発言